

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	温泉利用制限命令等	
根拠法令・条項	温泉法第31条第2項	
所 管 課	保健所	環境薬務課
処 分 基 準 (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	<p>・設定</p> <p>法第31条第1項第1号の「公衆衛生上必要があると認めるとき」とは、次のいずれかに該当するときとする。</p> <p>(1) 温泉の成分が地震その他地殻の変動を契機として有害な成分に変化したとき。</p> <p>(2) 従来の成分のほかに亜硫酸ガスその他の有害ガスが多量に併発するに至ったとき。</p> <p>[参考]</p> <p>温泉法第15条 温泉法第31条</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	<p>・聴聞</p> <p>・弁明</p>
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	